

民の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討する。

協議第21号 上下水道事業の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 水道事業

藤野町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、町営簡易水道事業、簡易水道・小規模水道補助事業及び専用水道町営化整備事業については、合併後、それぞれの地区にふさわしい水道事業のあり方について検討する。
- 2 下水道事業
 - (1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町の単位負担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。
 - (2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町の単位分担金額については、合併後5年を目途に相模原市の制度に統合する。
 - (3) 公共下水道使用料については、原則として合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行う。
 - (4) 藤野町の農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、他の生活排水処理施設整備事業（公共下水道・合併処理浄化槽）との調整を図る。

協議第22号 地方税の取扱いについて

原案のとおり決定

- 1 個人市町民税の均等割及び所得割の税率については、現行のとおりとし、普通徴収の納期については、相模原市の制度に統合する。
- 2 法人市町民税の均等割の税率については、現行のとおりとする。

法人税割の税率については、相模原市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、不均一課税を実施する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、相模原市の制度に統合する。
- 4 軽自動車税の税率及び納期については、相模原市の制度に統合する。
- 5 事業所税については、相模原市の制度を適用する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税免除を実施する。
- 6 入湯税の税率については、現行のとおりとし、課税免除については、相模原市の制度に統合する。

主な意見

藤野町委員

現在、藤野町は都市計画法上非線引きであるが、都市計画区域及び区域区分等の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぎ、住民

の意向を踏まえた中で、合併後の新市において検討するとされている。藤野町において、都市計画税はずっと適用されないのか。

財務部会

現在、相模原市では都市計画税が課税されているが、藤野町は都市計画法上非線引きのため課税されていない。今後、都市計画区域をどうしていくのかと併せて、都市計画税についても検討していく。

都市部会

平成20年度に神奈川県が、線引き（＝区域区分）の見直しを予定しており、その方針が平成18年度に示されることとなっている。今後、線引きをするかどうかも含め、県の方針や住民の意見などを踏まえた中で、新市において検討する。

協議第23号 国民健康保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、国民健康保険診療所管理運営事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第24号 介護保険事業の取扱いについて

原案のとおり決定

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

協議第25号 保健衛生事業の取扱いについて

原案のとおり決定

保健衛生事業の取扱いについては、相模原市の制度に統合する。ただし、一部の事務事業については、地域の実情を考慮し、現行のまま新市に引き継ぐ。

主な意見

藤野町委員

食品衛生事業において、神奈川県保健所では年2回の店舗検査が実施されているが、合併後の監視活動はどのようになるのか。

保健所部会

相模原市保健所は、毎年、年度計画を策定し効率的に監視を行っている。合併後の新市におきましても、自主管理で協力をいただいている食品衛生協会と連携を図りながら、食品衛生管理に関する計画を策定し監視活動につとめていく。

藤野町委員

合併した場合、例えば食品衛生協会の会員が、相模原市に本部が移ることなどから協会を脱退してしまい、地域の活性化が図れなくなるのではないかと。

牛山アドバイザー

地域自治体の設置については今後協議されるが、地域の活性化を図っていくためにも、地域自治体内に設置される総合事務所を中心

に住民の声を反映させるための仕組みづくりが重要であり、各種団体としても今後どのような仕組みづくりをし、どのように行政へ参画していくかなどを考えていくことが重要となる。

協議第26号 補助金、交付金等の取扱いについて

原案のとおり決定

補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮して次のとおり調整する。なお、義務的補助金を除く全ての補助金、交付金等について、合併後においても補助効果等を踏まえて見直しを行う。

- 1 同一又は同種の団体・事業等に対する補助制度は、統合の方向で調整する。
- 2 各市町独自の団体・事業等に対する補助制度は、合理的な理由がある場合については、当面現行制度を認めるが、市域全体の均衡を保つように原則合併後3年以内を目途に調整する。

主な意見

藤野町委員

藤野町においては、地域特性などから行政と町民が一体となって地域振興に取り組んでいるので、地域振興団体である「ふじの里山くらぶ」などへの補助金は、引き続き補助願いたい。

報告事項

報告第10号 各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その2

第1回合併協議会で決定された「事務事業一元化の基本方針」をもとに、専門部会（財務部会、保健福祉部会、市民部会、経済部会、環境保全部会、都市部会、土木部会、管理部会、学校教育部会、生涯学習部会）及び幹事会で協議（報告）された707項目の各種事務事業の取扱いについて報告し、承認されました。

主な意見

Bランク

藤野町委員

現在、藤野町においては、町営バスを運行しているが、合併後も現行を下回らないよう検討願いたい。

都市部会

今後、予定されている東京都市圏のパーソントリップ調査等の結果を踏まえて相模原市総合都市交通計画の見直しを行い、その後、相模原市バス交通対策基本計画を改定する中で、具体的に検討することになる。

Cランク

藤野町委員

藤野町では、年4～5回程度雪が降るが、町道の除雪は町で行っている。合併後も地域性を考慮し

て、生活道路の除雪は実施する方向で検討願いたい。

藤野町委員

廃校利用など、市民のニーズをどのように把握するのか。

事務局

市民のニーズを把握することも重要であるが、情報を発信することも非常に重要である。合併したら同じ相模原市になるので、市民全体に対して情報提供していくことが重要と考える。

その他

(1) 相模原市・藤野町合併市町村基本計画（素案）の公表及び意見募集要領（案）について

相模原市・藤野町合併市町村基本計画の作成にあたり、広く住民の意見を反映させるために、素案の公表及び意見募集（平成17年11月1日から同年11月30日まで）を行うことが決まりました。（詳しくは、7面の意見募集のお知らせをご覧ください。）

(2) 藤野町の独自の条例について

第3回合併協議会において協議された「協議第13号 条例、規則等の取扱いについて」（原案のとおり決定済）の中で、委員から質問のあった藤野町独自の条例件数について、「藤野町営バス設置条例」、「藤野やまなみ温泉の設置及び管理に関する条例」、「藤野町給水条例」など合計で28本となっている旨の報告がありました。

(3) 今後の協議会開催日程（案）について

第5回相模原市・藤野町合併協議会は、11月7日(月)午後2時から、相模原市のけやき会館において開催することが決まりました。（詳しくは、8面の会議開催のお知らせをご覧ください。）

アドバイザーからの一言

牛山アドバイザー

三位一体改革の進み具合など、なかなか確定しない状況にあるが、これらがすべて確定しないと議論ができないということでは協議も進まないのでは、現在、置かれている状況の中で、議論をしていくことになる。

地域自治体と都市内分権については、本日も質問が出されたが、地方分権の時代において、公共サービスを住民と行政が担うことや地域の自己決定を住民の皆さんと行政が一緒に行っていくことなどを、この合併協議の中でも議論していかなければならない。特に編入となる規模の小さな自治体の地域について、きちんと住民の意見反映ができるようにしていくことや、住民に不都合が生じないようにという視点から議論が進められて、大きな方向性が定められていくものと考えられる。

これらについて、今後は、議会との関係や市民自治との関係など難しい問題を解決し、制度設計を進めていく中で、方向性を確定する議論が行われると考える。